

社会福祉法人 おおい町社会福祉協議会定款

役員等における報酬に関する条文抜粋

(評議員の報酬等)

第10条 評議員の報酬は、これを支弁しない。ただし、評議員には別に定める規程により費用を弁償することができる。

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事に対しての報酬は、これを支給しない。ただし、役員には別に定める規程により費用を弁償することができる。

)